

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	草加市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	こども	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和5年12月25日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	31	
10. 保護評価書の名称	こども医療費支給事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%9F%BC%E7%8E%89%E7%9C%8C%E8%8D%89%E5%8A%A0%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=4&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=4&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		

執行機関名 草加市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	草加市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年条例第29号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)別表第一 第6の項 草加市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年条例第29号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	草加市子ども医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、(子ども)の保健の向上と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		草加市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年条例第29号) 草加市子ども医療費支給に関する条例施行規則(昭和48年規則第41号)